

一八世紀前半ブリテンの北米植民地鉄産業を巡る言説

— 勸業と統制 —

日尾野 裕 一

はじめに

十八世紀のブリテンは、自らの北米植民地を経済的に価値のある植民地とすることに大きな関心を向け、重商主義的言説に基づき、植民地を本国製造業の市場とすること、本国への原材料供給地とすることの二点を重視しながら、様々な政策を実施していった。主として、植民地産業統制政策と植民地勸業政策という二つの手法を用いて、植民地の産業に本国政府は介入を行ったが、前者は、毛織物規制法⁽¹⁾（一六九九年）、帽子法⁽²⁾（一七三二年）といった議会制定法に代表されるように、本国の産業と通商に競合する恐れのある植民地の製造業を規制することで、植民地を本国

製品の市場とすることを狙うものであった。一方、後者は、海軍資材法⁽³⁾（一七〇四年）に見られるように、本国では十分な量を生産できない原材料を植民地で生産し、本国への輸出を奨励することで、植民地を本国の原材料供給地とするとともに、その対価として本国製品を植民地に輸出することを狙うものであった。

一七五〇年に成立した鉄法⁽⁴⁾も植民地政策の一環として制定された。この法律は、北米植民地から輸入される全ての銑鉄 (pig iron) と、北米植民地からロンドンへ輸出される、もしくは海軍工廠へと持ち込まれる棒鉄 (bar iron) の輸入関税を撤廃するとともに、北米植民地での鉄加工場の新規建設を禁じたものである。それ故、本国への原材料としての鉄の供給を促すとともに、植民地での鉄産業、特

に鉄加工業を厳しく規制する、勸業政策と産業統制政策双方の特徴を持つていた。

だが、鉄法はその意図を十分に達成したとは言い難く、また、植民地産業を統制するという内容は同時代人により非難された。例えば、アダム・スミスは『国富論』において、鉄法は北米植民地の鉄産業を阻害する意図があるとみなし、「二国にたいして、自分の国で産出されるあらゆるものを活用して、おのれの好むものを作ることを禁じたり、または、かれらをもっとも有利だと考える仕方での私たちの資本や労働を使用することを禁止するのは、人間のもっとも神聖な権利の歴然たる侵害である。」と論じている。

北米植民地鉄産業に対するブリテン本国の統制を取り扱ったモノグラフは、バイニングの研究が唯一のものである。このバイニングの著作を嚆矢とする北米植民地鉄産業に関する研究では、鉄法の北米植民地への産業抑制政策の面が強調され、その失敗とアメリカ独立との関連を論じるものが多い。また、バイニングの研究は我が国の研究者にも大きな影響を与え、大河内、宇治田、永田らが鉄法とアメリカ独立革命との結びつきを指摘している。

一方、イギリス鉄産業史の文脈では、アシユトンの古典的な著作以来、鉄法が与えた植民地産業への影響よりも、

一七一〇年代、一七三〇年代、一七四九・五〇年に展開された植民地からの原料鉄輸入に関する議論に焦点を当てる傾向にある。一八世紀イギリス鉄産業に関する研究は、産業革命との関わりから、多大な関心が向けられ、アシユトンの論じる一七世紀後半から一八世紀前半にかけての製鉄業停滞論に対するその後の修正主義的な研究の発展もあり、膨大な蓄積がある。それらの研究は、植民地産の鉄を巡る議論の中で展開される国内鉄産業と植民地鉄産業の利害対立、国内製鉄業と国内鉄加工業の利害対立に着目し、同時代のブリテンにおける鉄産業の状況を説明しつつ、利害対立の帰結として植民地産業統制策としての鉄法が制定されたと論じている。

だが、北米植民地産業史の文脈においても、イギリス産業史の文脈においても、北米植民地産原料鉄（以下、単に植民地産鉄とする）を巡る議論は本国による植民地産業統制策としての面が強調されることで、植民地勸業政策としての面は軽視されがちである。加えて、先行研究の殆どが、一七一〇年代の議論から鉄法成立までの議論を直線的なものと捉える傾向にある。それは、鉄法が産業統制としての性格を強く帯びたものであることに起因するが、一七一〇年代の議論を検討すると、もともと植民地産鉄をめぐる議論は植民地勸業政策として展開されていたこと、そして、

その議論は勸業政策の代表例である船舶必需品生産計画⁽¹¹⁾の一環として行われていたことが理解できる。

それ故、本稿では、ブリテンの植民地政策の文脈から、植民地勸業政策の対象として植民地鉄産業を捉えていた一七一〇年代の議論と、植民地産業統制政策としての性格が強くなる一七三〇年代の議論に焦点を当て、如何にして植民地産鉄を巡る議論の重心が勸業政策から産業統制政策へと移っていったのかを分析する。これは、北米植民地鉄産業を巡る一八世紀当時のブリテン本国の多様な見解を明らかにするものであるとともに、ブリテンの植民地政策において重要な意味を持つ勸業政策と産業統制政策における相互関係とそれらの形成過程の一端を示すことで、ブリテンの植民地政策の在り方を検討するものである。

一．ヨーロッパからの鉄輸入と植民地製鉄産業

本論に入る前に一八世紀前半の製鉄作業について概観する。一七〇九年にエイブラハム・ダービーがコークスを利用した製鉄法を発明したものの、一八世紀前半は木炭を燃料に用いることが一般的であった。鉄鉱石は高炉 (Furnace) にて、木炭と石灰石とともに約一四〇〇度の高温で加熱することで完全に溶解され、銑鉄が製造された。その銑鉄は

一八世紀前半ブリテンの北米植民地鉄産業を巡る言説

鍊鉄所 (Forge) に移され、精鍊炉での加熱、ハンマーによる鍛造、再加熱、再びの鍛造によって鍊鉄へと加工された。この鍊鉄は棒状に成形されることが多く、そのように成形された鍊鉄は棒鉄と呼ばれたが、これをより加工しやすい形状である細い棒状にするために、圧延切断機 (rolling and slitting mill) が用いられた。本稿ではこの一連の作業を行う産業を製鉄業、鍊鉄を製品に加工する産業を鉄加工業、そしてその両者を包括する産業を鉄産業と呼称する。

イングランドにおいて鉄産業は重要な産業であったが、一七世紀前半になると鉄加工業の原料となる鍊鉄を全て国内で生産することはできなくなっていた。そのため、同時期のイングランドはヨーロッパ各地から大量の棒鉄を輸入することとなる⁽¹²⁾。そのなかでも、一六六〇年代より本格的にイングランド市場へと流入するスウェーデン産鉄はイングラント鉄産業にとって重要な地位を占めていく⁽¹³⁾。

一方で、北米植民地では、一六一九年に英領北米植民地初の製鉄所がヴァージニアのフォーリングクリーク西岸で操業を始めた⁽¹⁴⁾。この製鉄所はネイティヴ・アメリカンの攻撃を受けて壊滅するが、その後も北米での鉄産業は緩やかにだが進展し、同世紀には植民地での鉄鉱山の発見や鉄生産の報告が本国にまで届けられている。しかし、一六九五

への輸入関税撤廃を求める請願の中で、北米植民地は鉄製品(15)の市場と説明していたことが表すように、北米植民地での鉄産業は未熟なものであり、本国から多くの鉄製品を輸入していた。

そのため、スウェーデンからのピッチ・タール調達も不安定なものとなり、対応が迫られたスペイン継承戦争中も、スウェーデンからの鉄供給は比較的安定的になされていたこともあり、北米植民地から原料鉄を供給するという議論は活発にはならなかった。一七〇四年に制定された、植民地から船舶必需品を供給することを奨励する海軍資材法の法案に関する審議の中でも、鉄と銅に対する奨励は法案から取り除かれている。(16)ただし、海軍資材法の法案の中で鉄が議論の対象となったことは、一七一七年以降の議論の中で、鉄が船舶必需品の一部として捉えられ、語られる一つの契機となった。

ユトレヒト条約以降、北米の製鉄業は発展したものの、(17)北米植民地は本国鉄産業の重要な市場であり続けた。そのなかでもニューイングランドは全体の約三割、ヴァージニア、メリーランドは全体の約四割を占める重要な輸出先であった。だが、その一方で、一七一一年から一六年にかけてニューイングランドはブリテンから毎年三〇〇トン前後の棒鉄を輸入していた。(18)これは他の植民地と比較しても圧

倒的に多く、ニューイングランドでは棒鉄を原料に鉄加工業が進展しつつあったことを示唆している。

二. 一七一〇年代の議論

北米植民地は本国鉄産業における市場と認識されていたが、その北米植民地からの原料鉄の供給についての議論が一七一七年以降活発化する。その背景には、一七一四年のジョージ一世即位と一七一〇年代後半の英瑞関係の悪化があった。ハノーヴァー選帝侯ルードヴィヒ・ゲオルグがブリテン国王として即位することで、ブリテンはその外交関係においてハノーヴァーの利害を抱え込むこととなり、鉄の主要な供給源であったスウェーデンとの関係が変化していく。

一七一五年、ハノーヴァー選帝侯としての立場からスウェーデン領西ポメルン・エルベ河口への領土的関心を持つていたジョージ一世がプロイセン王フレデリク・ウィリアム一世とともにスウェーデンに宣戦布告をする。(19)また、スウェーデン国王カール一二世もハノーヴァーへの拡大志向を持っていたため、英瑞関係は急速に悪化していった。さらに、一七一七年に駐英スウェーデン大使カール・ギュレンボルグがジャコバイトとスウェーデン軍との共謀

を画策し、逮捕⁽²⁰⁾されたことで、両国の関係は更なる悪化をみせた。この英瑞関係の悪化は、一七一七年三月のブリテンの対スウェーデン通商停止を定める議会議法⁽²¹⁾成立を招く。この法律により、前年は一一八八トンあったスウェーデンからの鉄輸入が一七一七年には一四二七トンまで減少⁽²²⁾し、ブリテンの鉄輸入において大きなウェイトを占めていたスウェーデン産鉄の急減は、鉄の総輸入量を半減させ、鉄価格の高騰を招き、ブリテン国内の鉄産業は大きな打撃を受けた。

一方で、北米植民地での鉄生産がこの時期に注目を集め始めた。一七〇四年の海軍資材法の議論では殆ど言及されなかつた植民地産鉄であるが、一七一七年初頭より北米植民地関係者から、植民地での鉄生産と原料鉄の本国への輸入可能性についての報告が見られるようになる。二月には、ニューイングランドの代理人ジェレミア・ダマーがロードアイランドでの鉄生産の報告と造船面での有益なことを本国に向けて説明しており、三月には重商主義者であり、メリーランドの製鉄所プリンシピオ・カンパニーへの出資者であり、ウイリアム・ペンの債権者でもあつたジョシユア・ジーが商務院に対して、ペンシルヴェニアの鉄鉱山の豊富さを伝えていた⁽²⁵⁾。さらに、ニューイングランドにて造船業を営んでいたトマス・コラムも、商務院への報告

の中で植民地での鉄生産の有望性を語り、鉄生産奨励策として奨励金と鉄生産者の徴兵免除の提案をしていた⁽²⁶⁾。北米植民地のなかでもニューイングランド、ペンシルヴェニア、ヴァージニアは本国への原料鉄輸出に積極的であつた。また、メリーランドでも、一七一八年にプリンシピオ・カンパニーがブリテン本国に三トンの棒鉄をサンプルとして輸送しており⁽²⁷⁾、北米植民地鉄産業は、生産の進展とともに本国への供給も視野に入れた活動をみせていた。

この時期に植民地産鉄に関する報告が急増した背景としては、植民地での鉄産業の成長とともに、スペイン継承戦争終結以降、北米植民地産ピッチ・タールの輸入量が急増したことが挙げられる。海軍資材法が定めた奨励金制度に起因する北米植民地からのピッチ・タールの輸入量増加は、ブリテンのピッチ・タール調達におけるスウェーデンへの依存度を大きく減少させていた。そして、植民地産鉄の生産増強と本国への供給増のモデルとして、植民地産ピッチ・タールの成功例が持ち出された。鉄も海軍資材法制定時に些少ではありながらも議論の俎上に上げられていたという背景があり、加えて、ピッチ・タールと鉄は、双方とも、調達におけるバルト海貿易への依存、北米植民地での生産可能性、海軍の軍艦建造に必須の物資という共通点があつたからである。それ故、植民地産鉄は海軍資材法

による植民地勸業政策の対象として議論されていく。

スウェーデン産鉄の輸入量の急減の結果、一七一八年初頭より、鉄産業従事者及び商人から鉄の不足への対応を求める請願が提出されていく。請願者は、本国鉄産業は大きな雇用を生み出している点を強調し、鉄産業を維持するための方策として北米植民地からの原料鉄輸入と、それを促進するための奨励策の導入を求めた。そして、北米植民地鉄産業の発達を報告と、輸入奨励の要求に対して、商務院は好意的な見解を持った。植民地側の鉄産業に関する報告を受ける形で一七一七年三月に商務院は、国王への植民地産船舶必需品に関する建白書のなかで、植民地産鉄への奨励金と関税の撤廃を提案している。⁽²⁸⁾ 商務院は、植民地での鉄製品の生産を抑制しつつ、同地にて原料鉄を生産することは重商主義的観点から本国にとって有益であると判断していた。この時点では、本国鉄産業従事者、商人、北米植民地鉄産業従事者、商務院の利害は植民地産鉄の輸入奨励推進という点において一致していた。

このような状況下において、本国はスウェーデン産鉄の輸入量回復と植民地産鉄の輸入促進の二つの方策を採った。前者として、一七一八年二月一三日に国王から中継貿易によるスウェーデン産鉄の輸入を是認する布告が提出された。⁽²⁹⁾ それにより、一七一八年には、主としてオランダを

介した中継貿易によってスウェーデン産鉄はブリテンへと供給され、全体としての輸入量は回復した。⁽³⁰⁾ また、スウェーデンからの棒鉄輸入停止は、国内製鉄業の生産増を促し、一七三〇年代前半まで本国の棒鉄の生産量は一時的に増加する。⁽³¹⁾

後者としては、一七一七年以降の北米植民地関係者からの北米産鉄輸入奨励を求める動きと、本国の鉄産業従事者及び商人からの請願をうけ、スウェーデンに鉄調達の多くを依存している状況がもたらすリスクの解消のため、議会立法により事態を解決することが選択され、一七一九年に法案整備の議論が行われていく。一七一九年一月五日には、海軍局委員と数名の商人を商務院は召喚し、植民地産船舶必需品と植民地産鉄奨励に関する意見聴取を実施した。⁽³²⁾ その上で形成された海軍資材法案は、北米産木材への奨励拡大、植民地麻の奨励延長といったそれまでの海軍資材法を拡大する要素に加え、植民地産鉄輸入関税撤廃による輸入奨励策が採られた。一方で法案には、植民地産業抑制を念頭に置いた植民地鉄産業の統制策も盛り込まれた。鉄加工業の禁止と植民地における新規の鍊鉄所の建造の禁止⁽³³⁾ という植民地産業抑制策は、一七二〇年代以降の植民地鉄産業に関する議論に大きな影響を与えることとなる。

しかし、海軍資材法案による植民地産鉄輸入奨励が検討

されていた一七一九年に、英瑞関係は大幅な改善を見せ、ブリテンとスウェーデンはロシアの脅威に対抗するために歩み寄り、英瑞条約の更新をする⁽³⁴⁾。その背景として、ハノーヴァーへの領土的野心を持つていたカール一二世が一七一八年に死亡したことで、スウェーデンのハノーヴァー侵攻リスクが減じた一方、ロシアによるハノーヴァー侵攻が危惧され、ブリテンは対ロシア脅威へと外交路線を変更したことがある⁽³⁵⁾。そして、これらバルト海情勢の変化により、スウェーデンからの鉄調達に対する不信は解消されていく。

スウェーデン産鉄調達の不安解消の結果、植民地産鉄の輸入奨励を巡る議論の方向性は大きく変化する。第一に、スウェーデン産鉄の不足を植民地産鉄で補うという主張は見られなくなる。奨励を求めたのは主に植民地通商に関わる層であり、その主張は、リヴァプールの市長、長老参事会員、植民地と通商を行う商人による海軍資材法案の鉄条項を支持する請願⁽³⁶⁾に見られるような、植民地産鉄の輸入奨励はブリテンの航海を促進し、バルト海貿易の大幅な入超を改善できるという重商主義的観点に基づくものとなった。一方で、バーミンガムやウォルソールといった鉄産業が盛んな地域からは、製鉄業者、鉄加工業者双方が名を連ねる形で多くの反対請願が植民地産鉄の輸入奨励を定めた

条項に対して提示された。ここで展開される論は、植民地産鉄への奨励は本国の鉄産業の害となるというものであり、植民地での毛織物産業と鉄産業を同列に捉え、植民地での製造業の発展を厳しく規制することを求めた。

海軍資材法案提出以前には北米産鉄輸入の奨励を求めていた鉄加工業者からも反対請願が提出され、また、製鉄業が盛んな地域である、グロスタ、ヘレフォード、モンマス、デインの森の製鉄業関係者及びジェントルマン、土地保有者、鉱山関係者からも反対請願は提出された⁽³⁷⁾。このように、製鉄業者のみならず、製鉄業に利害を持つ層も奨励に反対を示し、植民地産鉄の輸入奨励は本国製鉄業を害するものと主張した。鉄加工業者の態度の変化や製鉄業利害関係者からの反対請願は、原料鉄調達の危機が縮減した一方で、海軍資材法案に盛り込まれた植民地産鉄の輸入促進という要素がブリテン本国の鉄産業に対して危機感を与えたことに起因する。植民地産鉄の輸入促進は現地での製鉄業の進展を促すと判断され、本国の製鉄業者は植民地製鉄業を競合相手とみなす一方で、鉄加工業者は、植民地製鉄業の発展は必然的に同地での鉄加工業の発展と結びつき、本国鉄加工業にとって重要な市場であった北米植民地での需要が縮小することを危惧したのである。

一七一九年の海軍資材法案に対して異議を唱えたのは、

本国鉄産業関係者だけではなかった。法案の植民地での鉄製品生産禁止に関する条項に対して、特にニューイングランドが懸念を示した。一七一〇年代に北米植民地が本国側に望んだものは、植民地産鉄の輸入奨励であつて、植民地製鉄業に対する規制ではなかったからである。一七一九年四月七日に上院で検討された、ジェレミア・ダマーから提出された請願には、海軍資材法案の鉄条項に反対する内容が盛り込まれている。³⁸ さらに、一七一九年七月一七日に提出されたニューイングランド副総督ウエントワースから商務院への報告の中で、法案の鉄条項は、植民地、特にニューイングランドを強く拘束するものであり、植民地での造船用鉄は自給に依つてゐるため、この法案が成立すると造船が不可能になると説明してゐる。³⁹ このように、植民地側は本国政府による植民地鉄産業統制に対してネガティブな反応を見せた。海軍資材法案の鉄条項は本国、植民地双方にとつて望ましいものではないと判断され、双方の利害を調整することは困難であつたこと、植民地産鉄輸入の必要性が減じたことで、一七一九年海軍資材法案は廃案となる。

植民地からの原料鉄供給は、一七一八年までのスウェーデンからの鉄調達が不安定な中では、本国鉄産業にとつて重要かつ有益なものとなりうると考えられた。それ故に、

植民地通商関係者のみならず、本国鉄産業関係者もその輸入の奨励を求め、植民地側も現地での産業育成のためにその奨励を望んだ。だが、バルト海情勢の変化と一七一九年の英瑞関係の好転は、スウェーデン産鉄輸入不振への対策という植民地産鉄輸入奨励の当初の目的の後退を招いた。加えて、海軍資材法案に盛り込まれた植民地産鉄奨励条項は、本国鉄産業従事者に植民地鉄産業活性化への危惧を抱かせ、植民地産鉄を巡る議論は産業統制にも焦点が当てられていく。

三、植民地鉄産業の伸長とバルト海情勢の変容

一七一九年の海軍資材法案は廃案となつたが、植民地産鉄を本国に供給しようという計画は消滅しなかつた。早くも、一七二〇年二月には、ヴァージニアやニューイングランドとの貿易に従事する商人、造船業者、ロープ製造業者が、大北方戦争によるバルト海情勢の不安定さを理由に、植民地産の鉄、亜麻、麻等の奨励を求める請願を提出してゐる。⁴⁰ また、一七二〇年にロンドンで出版されたパンフレットでは、海軍資材法案の持つ植民地鉄産業統制策を非難しながらも、海軍資材法による植民地産ピッチ・タールの輸入量増加を念頭に置き、重商主義に基づく植民地政策

の一環としての植民地産鉄の奨励は有効であると論じた。⁽⁴¹⁾

海軍資材法の改正の際にも植民地産鉄は議論の対象となった。一七二九年海軍資材法⁽⁴²⁾を巡る議論では植民地産鉄奨励が論点の一つとされ、その輸入奨励案が検討された。そのため、同年にはバーミンガムの住民と鉄加工業者が植民地産鉄の奨励請願を行い、⁽⁴³⁾ ニュージャーシー、ロードアイランド、プロヴィデンス、マサチューセッツ、コネティカットの植民地代理人たちはそれに反対している。結局、一七一〇年代のような広範な議論には至らず、最終的な法律からは植民地産鉄に関する条項は取り除かれる。しかし、一七二九年海軍資材法における植民地産鉄の議論からは、一七二〇年代でも、植民地産鉄は船舶必需品と捉えられ、海軍資材法の枠組みの中で勸業政策の対象として扱われていたことが分かる。

一方、植民地鉄産業はこの時期に着実に発展を遂げていた。特に、ニューイングランドでは一七二〇年代以降、鉄加工業が発達していった。一七三一年には、トマス・コラムから商務院書記オーレッド・ポプルへの報告の中で、ニューイングランド産の鉄が同地での造船業の発展に大きく寄与するとの報告がなされている。⁽⁴⁴⁾ また、一七三二年に商務院へと送られた報告の中では、ニューイングランドでは棒鉄の生産が行なわれ、船舶用鉄具が製造されていると

一八世紀前半ブリテンの北米植民地鉄産業を巡る言説

ともに、これらの物資は海外にも輸出され、さらに、スペインから無関税で鉄を輸入することで本国のものよりも安価な鉄製造具を供給できていると述べている。⁽⁴⁵⁾ このように、ニューイングランドの鉄産業は同地での造船業の進展との関係が強調されていた。ニューイングランドの造船業は、航海法体制に保護される形でこの時期に発展し、この産業に不可欠な鉄部品をニューイングランドは生産していたのである。ニューイングランドで生産された鉄製品は自給分に留まらず、サウスカロライナへとニューイングランド産の鉄製品が輸出されているとの記録にあるように、⁽⁴⁶⁾ 植民地間貿易でも取引されていた。だが、ニューイングランドの鉄産業の発達と鉄製品の輸出は、本国の鉄産業と通商利害に抵触するものと考えられ、一七三二年には、ロンドン・シテイの商人、鉄器商人から、植民地からの鉄製品の輸出を妨げる法案の条文作成を求める請願⁽⁴⁷⁾が出されている。

その一方で、ヴァージニアとメリーランドに代表される、鉄鉱山の開発と原料鉄の生産の発展、そして原料鉄の本国への供給を狙う植民地も存在した。これらの植民地からは鉄鉱山と本国への原料鉄供給可能性に関する報告が度々送られてきた。例えば、一七二八年三月のスポットウッドからの報告では、植民地産船舶必需品奨励の文脈の

中で、一七一七年の鉄供給不安に言及し、ヴァージニア産鉄の有用性と奨励策としての関税免除を主張している。⁽⁴⁸⁾また、同時期のメリーランドでの製鉄業の発展は著しく、一七一〇年代に設立されたプリンシピオ・カンパニーは北米植民地を代表する製鉄所となり、一七三一年に設立された製鉄所であるボルティモア・カンパニーは一七三〇年代半ばには年平均五〇〇トンの銑鉄を本国に輸出していた。⁽⁴⁹⁾この会社は一七三〇年代には既に本国を重要な市場と位置付けており、その中でもロンドンには重要な輸出先であった。植民地製鉄業が進展する中、植民地による植民地産鉄奨励の要望は一七三四年以降再び増加を見せ、ヴァージニア、メリーランド、ニューヨーク、ペンシルヴェニアといった植民地が本国への原料鉄の供給を提案していく。特に、ヴァージニア副総督ウィリアム・グーチは植民地における銑鉄の生産と本国への供給について強い関心を持っていた。一七三四年九月の報告の中で、彼は、鉄を主要な船舶必需品の一つとみなし、バルト海貿易依存の脱却という重商主義的観点から植民地産鉄を本国に供給することの有用性を語り、⁽⁵⁰⁾さらに同様の主張を翌年にかけて数度商務院に訴えている。

実際、一七二〇年代以降、北米植民地は本国に対して原料鉄、特に銑鉄の輸出を開始していた。輸出の中心地は

ヴァージニアとメリーランドであり、植民地からの全輸出量の七割から九割を占めていた。一七二三年には一五トンの銑鉄しかヴァージニア・メリーランドは輸出していなかったが、その後、一七二〇年代後半を通じて輸出量は拡大していき、一七二八年には六四三トン、一七三一年から一七四〇年にかけては毎年二〇〇〇トンを超える量の銑鉄を本国へと輸出する。⁽⁵¹⁾だが、同時期の植民地から本国への棒鉄の輸出はほとんどなかった。一七三五年は例外的に多く五五トンが輸出されていたが、それ以外の年は多くとも年間一〇トン程度にとどまっていた。

一七二〇年代に発展していく北米植民地の鉄産業において、鉄加工業の発展が見られたニューイングランドと、原料鉄生産の拡大を狙う植民地との間には大きな差異が存在した。そのことが端的に見られるのが、グーチによる報告である。そのなかでは、ヴァージニアでの本国向け銑鉄製造の報告を行い、これは本国の通商の利するものであると主張するとともに、ニューイングランドでの鉄加工業について言及し、同地で生産される鉄製品は本国産業と通商に大きな損害を与えると論じた。⁽⁵²⁾

商務院は植民地での鉄産業の発展を把握しており、北米植民地を原料鉄の供給源へとすることを計画し続けていた。そのことがよく分かるのが、一七二一年に商務院が国

王に提出したレポートである⁽⁵³⁾。ここで、商務院は海軍資材法による植民地産ピッチ・タールの生産とバルト海貿易への依存からの脱却の成功を念頭に、植民地での産業奨励により鉄、麻、木材もバルト海貿易依存から脱却できると報告している。一七三五年には、植民地鉄産業の発達を踏まえ、商務院は本国への原料鉄供給地として植民地を改良するための奨励案として植民地産鉄の関税撤廃が有効な方策であると上院に提案している⁽⁵⁴⁾。商務院は、植民地産船舶必需品奨励のメリットとして、本国の通商と産業を阻害しないという点を強調していたが⁽⁵⁵⁾、植民地産鉄に対しても同様の観点を持っていた。一七一〇年代の議論においてブリテン本国の鉄産業関係者から、植民地産鉄の輸入奨励が本国鉄産業を害するという主張がなされていたが、商務院は、植民地でも本国産鉄の方が高い評価を受けており、また植民地は自らが必要な鉄を自給自足するには至っていないと認識し、ニューイングランドの鉄加工業の進展も脅威とまでは捉えていなかった⁽⁵⁶⁾。実際、一八世紀を通じて、北米植民地はブリテン本国にとって主要な鉄製品と棒鉄の輸出先であり⁽⁵⁷⁾、この時期には輸出量の増加が見られた。一七一〇年代には一五〇〇〇ハンドレッドウェイト程度であったブリテンから北米植民地への鉄製品の輸出量は、一七三〇年代には二二〇〇〇ハンドレッドウェイトを超えており、鉄

一八世紀前半ブリテンの北米植民地鉄産業を巡る言説

加工業が発達しつつあったニューイングランドに対する輸出も増加しているように⁽⁵⁸⁾、一七三〇年代の北米植民地は本国の鉄製品にとって重要な市場であった。

ブリテンの主要な原料鉄供給源であったバルト海貿易を巡る状況も一七三〇年代に入ると大きく変化していく。スウェーデンが原料鉄の供給源として最も重要な国であったことには変わらないが、大北方戦争以降のロシアの動向はブリテンの鉄産業に大きな影響を与えた。一七〇一年に、ロシアはネヴィアンスクでウラル初の製鉄所を設立し⁽⁵⁹⁾、一七一〇年代以降、シベリアの開発とそれに伴う鉄生産を推進していく。大北方戦争勃発以前のロシアは国内の鉄需要をスウェーデンからの輸入によって満たしていたが、大北方戦争が勃発し、スウェーデン棒鉄の輸入が停止したことで、鉄の国内調達必要性に迫られ、ウラルでの鉱山開発が精力的に行われた⁽⁶⁰⁾。そして、大北方戦争終結による国内需要の減少の結果、増加した生産量は輸出に回され、ロシアは鉄の海外需要の開拓に乗り出す⁽⁶¹⁾。

このようなロシアでの鉄産業の成長に加えて、一七三〇年前後の英露関係の変化が、ブリテンの鉄調達に大きな影響を及ぼした。一七二〇年ごろより対立関係にあったブリテンとロシアだが、ジョージ二世即位後、経済的利益追求のため、ウォルポール政権のもとで関係は修復されてい

く。⁶²一七三〇年には、シッフナー・ウォルフ商会がシベリア棒鉄の五年間独占貿易権を獲得した⁶³ことで、ブリテンへの本格的なロシア産鉄の供給が始まり、一七三四年には英露通商条約が締結される。その結果、一七三五年の新たな関税制度、一部のイングランド製品輸入禁止措置、新規鉄輸出関税の制定⁶⁴という一連のスウェーデンによる重商主義政策により、ブリテンの対スウェーデン貿易が縮小した際にも、ブリテンの原料鉄の輸入量はロシアからの供給により維持された。⁶⁵

四．一七三〇年代の議論

しかし、一七三五年のスウェーデンの対ブリテン通商に関する一連の措置は、北米植民地からの鉄輸入に関する議論を復活させることとなる。同年三月に、植民地産鉄はスウェーデン産鉄の代替品になりうるといふ商務院の見解が新聞に掲載され、⁶⁶四月には、駐ストックホルムの外交官エドワード・フィンチから北部担当国務大臣ハリントン卿にむけて、植民地からの鉄輸入奨励の持つ有効性を主張する報告が届いた。⁶⁷七月になると、商務院は、バルト海商人であるヘンリ・ノリスからスウェーデン貿易の状況について報告を受けたうえで、植民地との通商を手掛ける商人を召

喚し、北米大陸、特にニューイングランドとヴァージニアでの鉄産業の状況を調査している。⁶⁸翌月には、植民地からの鉄輸入に向けて、既存の輸入元であるスウェーデン、ロシア、ドイツから供給される鉄の価格と量を調査し、植民地産鉄と比較するための材料を収集するなど、⁶⁹商務院は植民地産鉄輸入増強の可能性を精力的に検討していく。

スウェーデンによる対英貿易規制強化、植民地鉄産業の発達、そしてこの時期に提出される請願の中で繰り返される、本国製鉄業が停滞に陥っているという言説、これらが複合的に作用し、一七三〇年代の植民地産鉄を巡る議論が形成されていく。中核となった議論の対象は、植民地鉄産業の抑制及び植民地からの棒鉄の調達と本国製鉄業の停滞との関係であり、この件を巡って多くの請願が提出されていく。一七一七年の対スウェーデン貿易停止措置に刺激され、一七二〇年までにその生産量を大幅に増加させたブリテン本国製鉄業だが、その成長は一時的なものであり、ロシアからの輸入量の増加のなか、一七三五年には本国での棒鉄の生産量は一七一六年の水準まで後退することとなる。⁷⁰この生産量の減少は、国内製鉄業に危機感を与え、製鉄業に利害関係を持つ人々は状況の改善を訴えることとなる。

一七三六年に出版されたと考えられるパンフレットで

は、本国製鉄業の不振とその解決案が提示されており、植民地産鉄の輸入奨励は本国製鉄業の不振を改善する有効な方策ではないことが訴えられている。⁷¹ただし、植民地産鉄の輸入奨励に否定的な態度をとってはいるものの、製鉄業不振の改善策としては外国からの鉄輸入規制を訴えており、本国製鉄業の不振を植民地産鉄の発展とは結び付けていない。そして、一七三七年になると、植民地産鉄に関する請願の量は増加する。三月にはランカシャ、ウースター、ブリストル、スタフォードの製鉄業者及び鉄器商人から、ニューイングランドでの鉄産業、特に鉄加工業の発展を受け、植民地産鉄の抑制を求める請願が提出された。⁷²一方で、同時期にはリヴァプールの商人、バーミンガムの鉄器商人、鉄加工業者からは植民地産鉄の奨励を求める請願が提出されている。⁷³この請願は、植民地産鉄の生産と本国の輸入奨励のメリットとして、航海の促進、植民地での産業抑制に言及していたが、ここで念頭に置かれた産業抑制策とは、奨励により植民地産鉄を全て本国へと輸送させ、その対価として鉄製品を本国は植民地に輸出することで、植民地での鉄加工業の抑制ができるというものであった。奨励を望む層も、奨励に反対する層も、植民地産鉄の抑制という点では一致していた。これは、ブリテンでは植民地にて本国製造業と競合関係にあるような産業を

植民地にて発展させることには絶えず否定的であったことに起因している。スウェーデンとロシアから十分な棒鉄が供給されている中、植民地産鉄輸入の緊急性は乏しくなり、植民地産鉄を巡る議論は勸業政策としてよりも産業統制政策に焦点が当てられることとなる。

植民地産鉄の輸入奨励を求める請願では、鉄は他の船舶必需品と異なり奨励対象となっていないことが主張されていた。だが、鉄は海軍資材法の枠組みで奨励されることが期待されながらも、その輸入を巡る議論における海軍の役割はピッチ・タールを巡る議論のものとは異なっていた。軍艦建造に鉄は必要不可欠であったものの、植民地産鉄はその輸入量が少なく、海軍も購入していなかった。例えば、一七三二年三月一〇日に実施された海軍の入札では鉄一八三トンが契約されたが、その内訳は一七〇トンがスウェーデン産鉄、七トンがスペイン産鉄、六トンがシベリア産鉄となっており、スウェーデン産鉄が圧倒的なシェアを占めるとともに、植民地産鉄は含まれていなかった。⁷⁴また、ピッチ・タールを巡る議論とは異なり、鉄に対する奨励策は海軍による奨励金給付ではなく、関税の撤廃であったため、海軍の関与は薄いものであった。

だが、一七一九年には、同時期の鉄産業に見られたような鉄調達不安を巡る議論は海軍内になかったものの、海軍

局委員であるジェイコブ・アクワースが商務院の召喚に応じ、植民地産鉄の奨励策について関税の免除が適当であるという見解を述べるなど、船舶必需品であり、海軍資材法の枠組みで語られる植民地産鉄を巡る議論について一定の関与をしていた。また、一七三〇年代の議論では、植民地産鉄の品質検査の面で海軍は重要な役割を果たすこととなる。一七三七年三月に海軍局委員が、海軍工廠で実施された植民地産鉄の品質検査に関する報告書を提出し、植民地産鉄には品質面で高い評価が与えられることを下院で報告している。⁽⁷⁵⁾この海軍工廠での品質検査は、植民地産鉄の輸入奨励を求める人々にとって、彼らの主張を後押しするものであり、その後の議論でも度々用いられた。だが、海軍は品質検査以外には植民地産鉄への輸入奨励の是非を巡る議論に関与していない。このことは、一七三〇年代の植民地産鉄を巡る議論の大きな特徴の一つであった。これは、海軍が利用する鉄は十分にバルト海貿易を通じてスウェーデン、ロシアから調達されており、植民地産鉄の輸入は自らの利害に大きく関わるものではないと海軍が捉えていたからである。海軍が植民地産鉄を重視していなかったことは、一定量の植民地産鉄の輸入が行われていた一七四二年に実施された海軍用鉄入札においても、海軍は一切の植民地産鉄を購入しなかったことにも表れている。⁽⁷⁶⁾

一七三七年四月二〇日には下院にて、商務院による植民地産船舶必需品と鉄に関する見解の説明と、関係者からの植民地産鉄に関する意見収集が行われ、植民地代理人、商人、鉄加工業者、鉄器商人と多様な層の人々の見解が出された。⁽⁷⁹⁾植民地での鉄生産の実態、北米植民地で生産された鉄の価格と品質についての意見が聴取され、特に品質面では、海軍工廠での品質検査を踏まえたうえで、好意的な評価が寄せられる。さらに、植民地産鉄を輸入し、本国製産品を輸出することで、一〇万ポンドを超えるとされた対スウェーデン鉄貿易がもたらす貿易赤字を解消できるとの主張がなされた。但し、ここでの議論において、ロシアからの輸入量増加もあり、原料鉄の安定供給はなされていたため、原料鉄不足については語られていない。植民地産鉄輸入の利点は専ら重商主義的観点に依っていた。一方で、植民地産鉄の輸入は本国の鉄産業に少なからず影響を与えるという懸念が、鉄加工業者や鉄器商人からは提示される。植民地での棒鉄生産は抑圧し、銑鉄を輸入した方が本国の利益になるのではないかという見解もでるなど、植民地での鉄産業の伸長が本国鉄産業を阻害することを危惧する態度も現れていた。

輸入奨励賛成派は、植民地産鉄は外国産鉄の代替品になり、重商主義的な利益をもたらしうるものと主張し、植民

地産鉄輸入奨励を求め、商務院も好意的な態度をとっていた一方で、反対派は、植民地産鉄の輸入によって本国製鉄業が大きな損害を受け、同産業を巡る環境が悪化する可能性があることを指摘し、それ故に植民地での鉄産業の抑制を行うことを請願等で訴えた。反対派に属する本国鉄産業関係者の見解として、植民地産鉄は本国産鉄と品質が似ているが故に、競合関係になりうるとされたからである。加えて、彼らは請願の中で本国鉄産業の不況を訴え、鉄産業の衰退により多くの雇用が失われることを強調した。それ故、彼らは国内鉄産業の保護を訴えることとなる。また請願では、鉄産業は燃料を間伐材から得ているため森林保護に貢献しており、それは海軍用オークの生長やなめし皮産業用燃料の確保にも結びついているとも論じ、鉄産業の貢献の大きさを示し、本国鉄産業の苦境を改善することの必要性を主張した。⁽⁸⁰⁾

一七二〇年以降、メリーランドやヴァージニアといった原料鉄の生産を行う植民地は、海軍資材法の枠組みを用いて植民地産鉄の輸入奨励を求め、その有用性を語るために本国への供給可能性を示し、実際にブリテンの植民地産鉄輸入量は着実に増加していた。だが、増加する植民地産鉄の輸入量は、植民地産鉄と本国産鉄との品質が同等であるとの認識もあり、本国製鉄業にとって脅威に映った。その

結果、植民地側が自らの供給能力を示すことで、本国による植民地産鉄輸入奨励を得ようという意図とは裏腹に、本国では本国鉄産業を保護するために植民地産鉄の輸入を規制する必要があるという見解が流布することとなる。

本国鉄産業不況と原料鉄輸入の関係を巡る一連の言説の影響力は大きく、一七三八年二月になると、鉄加工業者や鉄器商人も、植民地産鉄を巡る議論に対して、植民地における鉄産業抑制と本国鉄産業の保護の重要性を訴えるようになる。加えて、新聞紙面でも、北米植民地での製鉄業の発展が本国製鉄業の圧迫につながっているという論が表れる。⁽⁸¹⁾そして、植民地産鉄の輸入奨励の是非を巡る議論が本国鉄産業の利害と密接にかかわっていくことで、この議論は海軍資材法を離れ、鉄単独のものへと変質することとなり、一七三八年に植民地鉄産業統制及びブリテン鉄産業奨励法案が提出されることとなる。この法案では、植民地での棒鉄生産こそが本国での生産量の減少を招いているとし、植民地での圧延切断機と鋼鉄用溶鉱炉の建造と運用を禁じたうえで、植民地の溶鉱炉、塊鉄炉 (bloomery)、及び棒鉄製造のための作業所の運用を規制し、新規の建造を禁じることが条文に盛り込まれた。⁽⁸²⁾法案自体は五月五日に上院で破棄され、植民地産鉄を巡る議論は、一七三九年に勃発したジェンキンスの耳戦争、それに続くオーストリア

繼承戦争により停滞し、一七四九年からの鉄法を巡る議論まで見られなくなる。だが、一七三〇年代の議論は、植民地で進展する鉄産産を本国側が脅威と捉えた結果、ブリテン本国の鉄産産関係者が植民地鉄産産を本国鉄産産と競合するものであると明確に認識し、それまで植民地勸業政策の一環として海軍資材法の枠組みの中で取り扱われていた鉄産産を、植民地産産統制政策の中に位置づけ、新たなアプローチを試みることとなる重要な契機となった。

おわりに

ジョージ一世とカール十二世の対立に端を發した一七一九年の対スウェーデン貿易停止措置は、ブリテンに原料鉄の予備供給地創出の必要性を強く認識させ、国内鉄産産従事者は商人とともに北米植民地からの原料鉄輸入の重要性を盛んに訴えた。彼らは植民地勸業政策である船舶必需品生産計画の文脈を用い、ピッチ・タールに代表される船舶必需品の一つとして鉄を捉え、海軍資材法によって植民地産鉄の輸入を奨励することを訴えた。それは、ピッチ・タールと鉄に様々な共通点があったことで、海軍資材法によるピッチ・タールの植民地からの供給が植民地産鉄奨励のモデルとされたからである。また、一七一〇年代には植民地

での鉄産産は活発化し、植民地側からも本国の奨励を求め、声がいくつも寄せられることとなる。その結果、商務院を中心に植民地産鉄の輸入奨励が検討されることとなる。

だが、一七一八年には原料鉄不足の危機は縮減し、一七一九年に英瑞関係が好転したことで、状況は大きく変化する。植民地産鉄輸入をスウェーデン産鉄不足の解決策にしようという主張は後退し、植民地産鉄輸入のメリットはバルト海貿易赤字の解消と植民地産鉄加工業の抑制という重商主義的観点から語られることとなる。一方、一七一九年に海軍資材法案が提出され、植民地産鉄輸入奨励が具体化してくると、植民地産鉄の成長を危惧する論が多く表れる。重商主義的観点から植民地産鉄輸入の奨励を求める商人層に対し、植民地産鉄の台頭を危惧する国内鉄産産従事者は、植民地産鉄の輸入奨励は国内鉄産産を害するものとみなし、法案に強く反対した。英瑞関係の悪化と植民地産鉄の活発化に端を發した一七一〇年代の植民地産鉄を巡る議論は、英瑞関係が好転し、植民地産鉄の輸入奨励の必要性が減じたなか、植民地産鉄を巡る利害関係を調整することの困難さにより、一七一九年の海軍資材法案の廃案という形で終わる。

一七三〇年代になると、スウェーデンの重商主義政策の影響により、再び植民地産鉄を巡る議論は沸き起こる。だ

が、ロシアにおける鉄生産と一七三〇年代の英露関係の改善、一七三四年の英露通商条約の結果、ブリテンはスウェーデン産鉄の輸入量減少分をロシアからの輸入によって補うことができた。その結果、一七一七年とは異なり、国内の鉄産業従事者は原料鉄不足に陥ることはなかった。そのため、同時期には海軍工廠にて品質検査が実施され、植民地産鉄の品質は他の地域のものとは差がないことが示されるなど、植民地産鉄の有用性に関する議論はより高まったものの、国内における植民地産鉄への期待は一七一七年の八年のような高まりは見せなかった。

その一方で、一七一〇年代から続いた国内製鉄業の活況が一七三〇年代半ばに終わったことで、同時期に国内製鉄業の不振が訴えられていく。そして、その不振の要因とされたのが植民地産鉄の成長、それに伴い増加する植民地からの原料鉄輸入、そして、イングランドの鉄消費の半分以上を占めていたスウェーデンとロシアからの棒鉄輸入であった。特に植民地産鉄は、本国産鉄と同様の性質をもつと考えられたことで、本国産鉄の代替品となりうるとの認識が広まり、製鉄業者からは強い警戒を受けた。それ故に、一七三〇年代の議論では、一七一〇年代の議論とは異なり、本国鉄産業、特に製鉄業保護が重要な論点となっていく。

本国製鉄業への視点は、植民地産鉄に関する議論の枠組みを大きく変えることとなった。一七〇四年の海軍資材法制定時の議論以来、植民地で産出される鉄は船舶必需品の一つとして捉えられ、海軍資材法の枠組みを利用した議論が展開されていた。それは、ブリテンが重商主義政策を推し進める中で、植民地産鉄が植民地勸業政策の対象として認識されていたからである。それ故に、一七一九年には海軍資材法案の中に植民地産鉄輸入奨励策として関税の免除が盛り込まれた。だが、一七三〇年代の議論において、本国製鉄業不振と植民地産鉄成長との関係が着目された結果、植民地産鉄の統制により焦点が当てられ、植民地勸業政策の一環である海軍資材法とは異なる、産業統制政策の一環としての法案が形成されることとなった。植民地勸業政策として始まった植民地産鉄を巡る議論は、植民地産業統制政策としての面を強くもつものへと変容したのである。そして、これら一八世紀前半の植民地産鉄を巡る議論の展開を検討すると、ブリテンの植民地産鉄に対する政策は、それ単独で検討されていたのではなく、ヨーロッパ・コンテクストに大きく左右されつつ、本国産業利害を勘案しながら、勸業政策と産業統制政策をどのように織り交ぜて実行するかを検討されていたことが理解できる。

註

- (1) 11&12. Will III, c. 13.
- (2) 5. Geo II, c. 22.
- (3) 3&4. Anne, c.9.
- (4) 23. Geo II, c.29.
- (5) アダム・スミス『国富論Ⅲ』大河内一男監訳、中央公論新社、二〇一〇年、一五一頁。
- (6) Arthur Cecil Bining, *British Regulation of the Colonial Iron Industry*, Philadelphia, 1933.
- (7) 大河内暁男『近代イギリス史経済史研究：国内市場の研究』岩波書店、一九六三年。宇治田富造『資本主義成立期の植民地問題』青木書店、一九六四年。永田啓恭『アメリカ鉄鋼発達史序説』日本評論社、一九七九年。
- (8) Thomas Southcliffe Ashton, *Iron and Steel in the Industrial Revolution*, Manchester, 1924.
- (9) 本稿では、銑鉄と棒鉄を指す。
- (10) 代表的なものは、M.W. Flinn, "Revisions in Economic History: XVII The Growth of the English Iron Industry 1660-1760", *The Economic History Review*, New Series, vol.11, no.1, 1958, pp.144-153. 近年発表されたものとして國内は、これまでの生産重視の研究を修正するものとして國内の鉄消費に着目した Peter King, "The Production and Consumption of Bar Iron in Early Modern England and Wales", *The Economic History Review*, New Series, vol. 58, no. 1, 2005, pp. 1-33. また、一九五〇年代以来、ブリタニオンによって棒鉄の主要な輸入元であったスウェーデンとの関係を論じた論考も多数ある。K.G. Hildebrand, "Foreign Markets for Swedish Iron in the 18th Century", *The Scandinavian Economic History Review*, vol.6, no.1, pp.3-52; Docent Sven-Erik Åström, "Swedish Iron and the English Iron Industry about 1700: Some Neglected Aspects", *Scandinavian Economic History Review*, vol.30, no.2, 1982, pp.129-141; Chris Evans and Göran Rydén, *Baltic Iron in the Atlantic World in the Eighteenth Century*, Reiden, 2007.
- (11) 一六九〇年代より本格化した北米植民地にて船舶必需品 (naval stores) 特に関心。タールの生産を奨励し、これらの物資の調達に関するバルト海貿易依存からの脱却と、北米植民地の勸業を狙った計画である。
- (12) King, "The Production and Consumption of Bar Iron", p.23.
- (13) Åsa Eklund, Chris Evans, and Göran Rydén, "Baltic Iron and the Organisation of the British Iron Market in the Eighteenth Century", *Britain and the Baltic: Studies in Commercial, Political and Cultural Relations 1500-2000*,

- ed. Patrick Salmon and Tony Barrow, Sunderland, 2003, p.131.
- (14) Ronald L. Lewis, "The Use of Extent of Slave Labor in the Chesapeake Iron Industry: The Colonial Era", *Labor History*, vol.17, no.3, 1976, p.389.
- (15) Leo Francis Stock (ed.), *Proceedings and Debates of the British Parliaments Respecting North America*, Washington, 1924-41, vol.2, p.152.
- (16) Stock, *Proceedings and Debates*, vol.3, p.92.
- (17) Bining, *British Regulation of the Colonial Iron Industry*, pp.14-18.
- (18) Carter, *Historical Statistics of the United States*, vol.5, p.740.
- (19) Jeremy Black, *Politics and Foreign Policy in the Age of George I 1714-1727*, Farnham, 2014.
- (20) Black, *Politic and Foreign Policy in the Age of George I*, p.74.
- (21) 3. Geo I, c. 1.
- (22) Harry Scrivenor, *Comprehensive History of the Iron Trade*, London, 1841, pp.325-327.
- (23) *Calendar of State Papers, Colonial Series. Preserved in the State Paper Department of Her Majesty's Public Record Office*, London, 1964-78, vol.29, pp.259-261.
- (24) 永田『アメリカ鉄鋼業発達史序説』五九頁。
- (25) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.29, pp.271-272.
- (26) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.29, p.273.
- (27) Ronald L. Lewis, "The Use and Extent of Slave Labor", p.392.
- (28) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.29, pp.275-280.
- (29) By the King, a Proclamation, for Allowing the Importation of Swedish Iron from all Places Other than from the Dominions of the King of Sweden, London, 1718.
- (30) Scrivenor, *Comprehensive History of the Iron Trade*, pp.325-327.
- (31) King, "The Production and Consumption of Bar Iron", p.8.
- (32) *Journal of the Commissioners for Trade and Plantations... Preserved in the Public Record Office, Nendeln*, 1969-70, vol.4, p.18.
- (33) A Letter to a Member of Parliament, Concerning The Naval Store-Bill, brought in Last Session. With Observations on the Plantation-Trade, London, 1720, pp.12-

- 3.
- (36) Black, *Politic and Foreign Policy in the Age of George I.*, p.122.
- (37) Black, *Politic and Foreign Policy in the Age of George I.*, p.119.
- (38) Stock, *Proceedings and Debates*, vol.3, p.412.
- (39) Stock, *Proceedings and Debates*, vol.3, p.415.
- (40) Stock, *Proceedings and Debates*, vol.3, p.420.
- (41) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.31, p.163.
- (42) Stock, *Proceedings and Debates*, vol.3, p.431.
- (43) *A Letter to a Member of Parliament, Concerning The Naval Store-Bill.*
- (44) 2. Geo II, c.35.
- (45) Stock, *Proceedings and Debates*, vol.4, p.41.
- (46) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.38, p.58.
- (47) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.39, p.35.
- (48) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.34, p.79.
- (49) Stock, *Proceedings and Debates*, vol.4, p.169.
- (50) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.36, pp.47-53.
- (51) Keach Johnson, "The Baltimore Company Seeks English Markets: A Study of the Anglo-American Iron Trade, 1731-1755", *The William and Mary Quarterly*, vol. 16, no. 1, 1959, p.37.
- (52) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.41, pp.203-5.
- (53) Bining, *British Regulation of the Colonial Iron Industry*, pp.128-30.
- (54) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.39, pp.228-231.
- (55) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.32, p.446; *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.41, pp.18-21.
- (56) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.41, pp.366-8.
- (57) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.40, pp.192-4.
- (58) *Calendar of State Papers, Colonial Series*, vol.39, pp.58-59.
- (59) Jacob M. Price, "Colonial Trade and British Economic Development, 1660-1775", *Lex et Scientia: The International Journal of Law and Science*, vol.14, 1978, p.113.
- (60) Carter, *Historical Statistics of United States*, vol.5, p.746.
- (61) Eklurd, Evans, and Rydén, "Baltic Iron and the Organisation of the British Iron Market in the Eighteenth

Century”, p.135.

vol.7, pp.51-2.

(60) 武田元有「一八世紀前半におけるバルト海貿易とロシア南下政策——一七三四年英露協商条約の経済的・政治的意義——」『鳥取大学・大学教育総合センター紀要』第一号、二〇〇四年、二二五頁。

(70) King, “The Production and Consumption of Bar Iron”, p.9.
(71) *The Interest of Great Britain, in supplying herself with iron: Impartially consider'd*, London, 1736?.

(61) 武田元有「一八世紀前半におけるバルト海貿易とロシア南下政策」、四一頁。

(72) *Stock, Proceedings and Debates*, vol.4, pp.317-321.
(73) *Stock, Proceedings and Debates*, vol.4, pp.326-8.

(62) N.C. Hunt, “The Russia Company and the Government, 1730-42”, *Oxford Slavonic Papers*, vol.7, 1957, pp.27-65.

(74) TNA (The National Archives): ADM106/2546, Navy Board Minutes, 1732 April 10.

(63) 武田元有「一八世紀前半におけるバルト海貿易とロシア南下政策」、五四頁。

(75) *Journal of the Commissioners for Trade and Plantations*, vol.4, p.25.

(64) *Journal of the Commissioners for Trade and Plantations*, vol.7, p.63.

(76) *Stock, Proceedings and Debates*, vol.4, p.318.
(77) Scrivenor, *Comprehensive History of the Iron Trade*, pp.322-324.

(65) Scrivenor, *Comprehensive History of the Iron Trade*, pp.333-335.

(78) TNA: ADM106/2556, Navy Board Minutes, 1741/2, March 19.

(66) *General Evening Post* (London, England), March 11, 1735 - March 13, 1735.

(79) *Stock, Proceedings and Debates*, vol.4, pp.332-42.

(67) Evans and Rydén, *Baltic iron in the Atlantic World*, pp.233-4.

(80) *Stock, Proceedings and Debates*, vol.4, pp.344-5.
(81) *London Evening Post* (London, England), February 4, 1738 - February 7, 1738.

(68) *Journal of the Commissioners for Trade and Plantations*, vol.7, pp.37, 49-50.

(82) *Stock, Proceedings and Debates*, vol.4, p.513-4.

(69) *Journal of the Commissioners for Trade and Plantations*, 一八世紀前半ブリテンの北米植民地鉄産業を巡る言説

(83) Bining, *Colonial Iron Industry*, p.62.